

関係団体の長 様

長野県建設部長

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制開始に向けた説明会について（通知）

日頃より、県の盛土対策行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 26 日に盛土を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行され、本県においても全市町村での法適用に向け、規制区域を指定するための基礎調査を実施し、令和 6 年 11 月 1 日に規制区域（案）の公表を行いました。

今後、令和 7 年 5 月からの運用開始を予定していますが、運用開始に向けて盛土規制法に関わりのある団体の方を対象とした説明会を下記のとおり開催しますので、関係各位のご出席についてご配慮願います。

なお、貴団体の各会員におかれましては、大変お手数ですが貴団体より周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 説明会日時及び開催場所

回	開催日	時間	場所
第 1 回	令和 7 年 2 月 10 日（月）	13：30～15：30	松本合同庁舎 講堂
第 2 回	令和 7 年 2 月 14 日（金）	13：30～15：30	上田合同庁舎 講堂
第 3 回	令和 7 年 2 月 17 日（月）	13：30～15：30	飯田合同庁舎 講堂
第 4 回	令和 7 年 2 月 20 日（木）	13：30～15：30	長野県庁 講堂

※各会場での説明内容は同一です。ご都合のつく日程でご参加をお願いします。

※松本会場では県と松本市、長野会場では県と長野市の合同開催とします。

2 開催方法

現地開催

※WEB 開催（併用含む）は予定しておりませんので、予めご了承ください。

3 説明内容

- ・盛土規制法の概要
- ・長野県における規制区域について
- ・許可申請等の手続き
- ・許可基準
- ・工事完了までの流れ

等

#### 4 参加の申し込み

(1) 別紙「参加申込書」により、以下のいずれかの方法により提出してください。

- 1) 電子メール：toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp
- 2) ファクシミリ：026-252-7315
- 3) 郵送：〒380-8570（県庁専用番号のため住所記載不要）  
長野県 建設部 都市・まちづくり課 都市計画係あて

(2) 提出期限 令和7年1月31日（金）必着

#### 5 その他

盛土規制法の概要及び県の規制区域（案）については、現在長野県のホームページにて公開しております。今後、申請の手引き等を作成し随時更新をする予定ですので、お手すきの際にご確認ください。

また、説明会資料及び説明会のアーカイブを別途ホームページに掲載する予定です。

【長野県ホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou.html>



(問合せ先)

担 当 都市・まちづくり課 都市計画係  
今吉、三宅、堀内、松山  
電 話 026-235-7297（直通） 内線 3360  
ファクシミリ 026-252-7315  
電子メール toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp